

実現化の方策

第6章 実現化の方策

1 都市マスタープランに基づくまちづくり

都市マスタープランの実行性を高めるため、都市マスタープランに基づいて詳細な整備計画等を策定し、市民等と連携しながら、社会経済状況の変化等にあわせて柔軟に取り組んでいきます。

(1) 都市計画の決定及び変更

用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、地区計画等の土地利用、道路、公園等の都市施設及び土地区画整理事業等の市街地開発事業について、必要に応じて、本マスタープランに沿った都市計画の決定及び変更を行うこととします。

(2) 土地利用の変化への対応

大規模土地利用転換を事前に把握する新たな仕組みの導入等を通じて、市内における土地利用の状況をモニタリングし、土地利用転換の発生を事前に把握し対応を図るなど、土地利用を適切に誘導するための仕組みを構築します。

(3) 効果的・効率的なまちづくりの推進

本マスタープランは、本市のまちづくりにおける基本的な方針を示すものであるため、具体的なまちづくりを推進するにあたっては、より詳細な整備計画を策定することが必要です。

全市レベルでは立地適正化計画、都市交通マスタープラン、緑の基本計画等を、地区レベルでは、さらに対象エリアを絞った地区単位のまちづくり計画等を策定し、これらの計画を相互に連携させることで、効果的・効率的な事業推進を図ります。

また、今後は財政的な厳しさが増し、まちづくりへの投資余力が減退していくことが予想されることから、住宅、公共施設等の既存ストックの有効活用と維持・管理等の計画的な実施による長寿命化を進めるほか、公共事業の実施にあたっては、限られた財源を有効活用するためにも、国・県等の支援制度の活用を推進しながら進めるものとしします。

(4) 推進体制の確立

近年、まちづくりにおいて必要性が高まっている医療・福祉、商業等の幅広い分野と連携するため、庁内の横断的な推進体制を確立します。

また、国、県、隣接市、警察、民間事業者等に対して、本マスタープランに沿って関係機関の事業が実施されるよう調整を図り、協力を要請するなど、関係機関との連携を強化します。

(5) 市民参加型の協働によるまちづくり

一般に、まちづくりは市のみで進められるものではなく、市民・事業者・市が共通の課題認識とまちづくりの目標を持ち、それぞれの役割を適切に分担しながら推進していくことが必要です。そのため、民間事業者等と連携・協力した公共施設整備等に取り組むほか、公園・緑地、環境空間等の整備・活用・管理等において、市民と事業者と市の協働によるまちづくりを推進します。

また、本市では、「戸田市都市まちづくり推進条例」や「戸田市都市景観条例」を定めており、これらの条例に基づいて活動する「地区まちづくり推進団体」、「景観づくり協議会」等に対する情報提供、まちづくりコンサルタントの派遣等の様々な支援を行うことで、市民によるまちづくりの提案や市民の発意による活動を促進します。

さらに、地区において、住民が主体となって地区のまちづくりに取り組む機運を醸成するため、まちづくりに関する情報提供、活動の支援等を積極的に行い、条例に基づく組織の設立や地区まちづくり計画の策定等へつなげていきます。

2 都市マスタープランの進行管理及び見直し

人口減少・超高齢社会といった、いまだかつて経験したことのない社会経済状況に対応するため、適切に進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

(1) 都市マスタープランの進行管理

総合振興計画等と連携しながら、都市マスタープランに基づいたまちづくりが計画に沿って進んでいるかを定期的に点検し、必要に応じて見直しにつなげられる進行管理を行います。

(2) 都市マスタープランの見直し

① 定期的な見直し

本マスタープランは、おおむね 20 年後の都市づくりの目標を見据えた計画であることから、今後の社会経済状況により、本市を取り巻く環境の変化、市民のニーズ等に的確に対応するため、策定後においても定期的な見直しを行う必要があります。

そのため、おおむね5年ごとに進行状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

② 上位計画の改定に伴う見直し

本計画の上位計画である、埼玉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び本市の総合振興計画が改定された場合は、整合性等について検討し、必要に応じて見直しを行うものとします。